

加 税 発 第 3 9 7 号
令 和 8 年 1 月 2 1 日

公益社団法人行田法人会

会 長 清 水 龍 男 様
副 会 長 柿 寄 善 之 様

加須市長 角 田 守 良



令和8年度 税制改正に関する提言について（回答）

日頃より、市政について御理解御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴会より提出いただきました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

I. 税・財政改革のあり方

・参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。

・今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

・国・地方の財政健全化は、歳出口歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

・政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者にも明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

【回 答】

国は、『強い経済』を実現する総合経済対策』とその裏付けとなる令和7年補正予算（第1号）を閣議決定し、①生活の安全保障・物価高への対応、②危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、③防衛力と外交力の強化に必要な経費を計上しています。

国の令和7年度補正予算（第1号）では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、「重点支援地方交付金」の拡充が図られ、地方公共団体は、当該交付金を活用し、地域の実情に応じた生活者や事業者の支援が求められています。

加須市では、国の令和7年度予備費により措置された「重点支援地方交付金」を活用し、地域通貨券である「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の全世帯への配布に取り組むなど、物価高の影響を受ける生活者の支援に取り組んでまいりました。

また、国の補正予算において拡充された「重点支援地方交付金」を活用して、全世帯・全事業所の水道基本料金の支援や、全世帯への「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の追加配布、子ども食堂・フードパントリー活動団体に対する支援など、市独自の物価高対策に継続的に取り組んでまいります。

今後におきましても、こうした物価高対策など、新たな財政需要に適切に対応するため、「収支の均衡」「債務残高の圧縮」「将来への備え」の3つを財政運営の基本とし、中長期的な視点をもって、安定した財政運営に取り組むとともに、行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）による市民の利便性向上や業務の効率化、今後の人口規模に見合った公共施設の再整備の推進などにより、持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

加須市では、複雑多様化する市民ニーズに対応し、職員個々の能力を向上させ、全体としての「市役所力」を高めるため、加須市人材育成基本方針を定め、職員の能力開発に取り組んでいます。

また、職員の給与については、国の人事院勧告や埼玉県人事委員会勧告を踏まえた給与改定により、民間給与等との均衡を図っております。

さらに、職員数については、行政サービスの確実な提供に加え、新たに発生する様々な行政需要への確に対応しながらも、効率的な組織体制や業務の効率化に取り組むことで、平成22年の797人から1割以上少ない685人（令和7年4月1日現在）で行政運営を行っております。

なお、加須市議会における議員定数については、令和5年4月の一般選挙から、改選前の定数28人から25人に削減しております。

マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤として、国民の利便性向上と行政の効率化をあわせて進め、より公平・公正な社会を実現するためのインフラです。

マイナンバーカードを活用した主なサービスの状況としては、住民票の写し等のコンビニ交付、マイナポータルを介したオンライン手続き、マイナ保険証やマイナ免許証などがあり、市民サービスの向上及び行政事務の負担軽減に資するツールとして、その利用拡大が進んでいます。

本市においても、ホームページ等を活用しマイナンバー制度の意義などを周知することで、市民の皆様のマイナンバー制度への理解醸成を図っていくとともに、マイナポータルを介したオンライン手続きの拡充や市独自の活用の検討など、マイナンバーカードの利活用の推進に取り組んでまいります。

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を発揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

【回 答】

本市では、物価高騰等の影響を受けている市民の家計を支援するとともに、地域経済支援の一環として、全世帯に地域通貨券である「ちょこっとおたすけ絆サポート券」5千円分を令和7年9月から11月にかけて配布いたしました。

また、市内で創業意欲のある方や創業後5年未満の創業初期の方への支援を目的に、令和5年4月から補助対象経費の1/2（上限100万円）にあたる金額を補助金として交付する「加須市創業支援補助金」を創設し、令和7年度につきましても本制度により引き続き創業支援に取り組んでおります。

市制度融資では、申請書類の受領と現地訪問を同日に実施することにより事務手続きをスピーディに行う取り組みも実施しております。

また、市制度融資「起業家育成資金」につきましては、埼玉県信用保証協会、加須市商工会と「地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域経済活性化に向けた連携協定」を県内5番目に締結したことで、連携協定の条件に当てはまる事業者は、融資実行時に支払う信用保証料を0.1%割引されることや、中小企業診断士等専門家の相談や経営支援の伴走支援、バックアップを受けることが可能となりました。

税制措置につきましては、貴重な財源確保にかかることとございますので、中小企業の活性化につきましては、税制措置ではなく、補助制度などで支援を図っているところでございます。

今後につきましても、市内中小事業者への効果的な支援について検討、実施してまいりたいと存じます。

Ⅲ. 地方税関係

1. 固定資産税の根本的見直し

都市計画税と合せて評価方法および課税方式を根本的に見直すこと。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直すこと。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直すこと。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め根本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げること。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁、都道府県がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべき。

2. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

3. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税收確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

4. その他

- (1) 国税電子申告（e-Tax）と地方税の電子申告（eLTAX）の利用件数は年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。
- (2) 本年度から施行されている森林環境税については、森林譲与税として地方自治体に配分されるが、その配分方法や税が有効に活用されているか等についてしっかり検証すること。

1 固定資産税の根本的見直し

- (1) 固定資産税評価は、地方税法に基づき、総務大臣が定める固定資産評価基準により、「適正な時価」を基準として算定しています。

商業地等の宅地の評価につきましては、標準宅地の鑑定評価において、収益性を考慮した収益還元法を採用されています。

ご提言のありました、より収益性を考慮した評価の見直しについては、個別の収益性を直接算定して評価額を決定していないため、現行制度上は困難となります。

- (2) 前述と同様に家屋の評価につきましても、同基準に基づき価格の決定を行うことが、市長村長に義務付けられております。

なお、同基準のなかで家屋の経過年数に応じた評価方法として、経年減点補正率とよばれる補正係数により、対象とする家屋の構造及び用途に応じ、それぞれの経過年数に応じて最下限である20%まで減価を行っております。

- (3) 償却資産の少額資産の範囲につきましては、地方税法第341条第4項及び同法施行令第49条の規定により、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの及び法人税法第64条の2第1項、取得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもののみとされております。

また、賦課期日につきましては、同法第359条の規定により、当該年度の初日の属する年の1月1日とされています。

そのため、償却資産の見直しにつきまして、法令の改正が必要となります。

なお、本市においては、生産性向上特別措置法に基づく地域決定型地方税制特例措置により、中小企業等が新規に取得した、労働生産性向上につながる先端設備等に該当する機械及び器具等（償却資産）に対して、従業員への賃上げ計画表明のあった事業所に賦課する固定資産税課税標準額を、1.5%以上の賃上げには1/2 軽減、3.0%以上の賃上げには1/4 軽減しており、新たに設備投資を行う事業者に対して、3ヶ年度分において、償却資産の税制支援策を講じております。

- (4) 固定資産税の免税点につきましては、地方税法第351条の規定に基づき固定資産税の課税標準額となるべき額が土地は30万円、家屋は20万円、償却資産は150万円に満たない場合に課税することができないとされております。

そのため、固定資産税の免税点の大幅な引き上げにつきましても、同法の改正が必要となります。

- (5) 土地の評価につきましては、国土交通省所管の「地価公示」、総務省所管の「固定資産税路線価」及び国税庁所管の「相続税路線価」とそれぞれの目的に応じ制度が設けられておりますが、固定資産税路線価は、同基準により地価公示価格の7割を目途に評点することや、相続税路線価の附設のない一部地域について、評価倍率表により固定資産税路線価等の値を用いて算定するなど密接に関連しております。

しかしながら、それぞれの制度の目的や評価地点数、価格の水準等の点で大きな相違があり、評価体制を一元化した場合には、納税者の税負担に直結するなどの問題がございます。

したがって、評価体制の一元化については、こうした課題を踏まえ、関係省庁の合意形成が図られたうえで、地方税法をはじめとした関係法令及び同基準の改正が必要となります。

2 超過課税

地方税制におきましては、税目、課税標準、税率などの基本的部分については、地方税法による詳細な枠組みが定められておりますことから、法に定められている標準税率よりも高い税率を課することができる超過課税については、「財政上その他の必要性があると認められる場合」と規定されています。また、一方では、住民負担の実情に鑑み、できるだけ標準税率による課税が望ましいとする通達もございますことから、実施に当たっては、慎重な取り扱いが求められるところです。

超過課税は、行政需要への計画的な対応や特定の政策目標を達成するため、条例で定めた超過税率により課税するものですが、現在、本市が実施している超過課税はありません。

3 法定外目的税

法定外目的税については、地方公共団体が、地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができるもので、平成12年4月の地方分権一括法による、地方税制の改正により創設されました。

法定外目的税は、税收の用途を特定し、課税自主権尊重の観点から、行政需要への計画的な対応や特定の政策目標を達成するため、地方税法に定めた税目以外の税源を対象に、地方公共団体が創設する税ですが、現在、本市が課税している法定外目的税はありません。

4 その他

- (1) 令和6年度から個人住民税特別徴収税額の電子化が義務化され、電子データを希望する事業所にはeLTAXを経由して当該特徴義務者に提供いたしました。

また、「令和3年度地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」において、「一定の公的年金等受給者等が、所得税の確定申告等によらず住民税申告を行っている場合があり、特に優先してオンライン化の検討を進めるべき」とされたため、令和8年1月から電子的な個人住民税申告手続が可能となるよう調達作業を現在進めております。

システムの一本化につきましては、個人住民税申告の電子化にありますように、基本的には国税と連携で対応いたします。しかし、国税電子申告（e-TAX）と地方税の電子申告（eLTAX）が一本化の流れになりましたら、迅速に対応していければと存じますので、今後も地方税共同機構や国の動向を注視して参ります。

本市としましても、地方税の電子申告の利用促進及び利便性の向上は、税務業務を遂行していくうえで重要であると考えておりますので、今後も地方税の電子申告（eLTAX）の周知に努めて参ります。

- (2) 本市では、令和元年度から交付されている森林環境譲与税について、基金を設けることなく、屋敷林等保全事業や公園整備事業など、木材利用の促進等に要する経費として有効に活用しております。

令和6年度においても同様に交付目的に沿った事業に充当しており、引き続き、有効な財源として活用してまいりたいと考えております。

IV. 地方のあり方

地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えべきである。

【回 答】

本市では、これまで、少子化に伴う人口減少・長寿化が進展する中、市民ニーズの多様化、厳しい財政状況、地方分権・地方創生の進展を背景に、地域の特性を活かした均衡ある発展と安定的な行政サービスの維持・向上を図るため、第2次総合振興計画等に基づき、さまざまな施策に取り組んでおります。

市独自の支援といたしましては、経営の向上のための積極的な経営革新を実施する創業後5年以上の市内中小企業者への支援を目的に、令和5年4月から補助対象経費の1/2（上限100万円）にあたる金額を補助金として交付する「加須市経営革新支援補助金」を創設しました。本制度につきましても、経営革新を図る取り組みを多数支援することができ、令和7年度も継続して取り組んでいるところです。

今後につきましても、市内中小事業者への効果的な支援について検討、実施してまいりたいと存じます。

V. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に提供する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割について、必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

【回 答】

租税教室については、平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）において、「租税教室の充実」が初めて閣議決定され、官民及び関係省庁が連携して「租税教育の充実」に取り組むこととされました。

これを受け、国税庁、総務省及び文部科学省が協議を行い、平成23年11月16日に「租税教育推進関係省庁等協議会」を発足させ、協力して租税教育の充実に向けて継続的に取り組んでいくこととされました。

令和7年度におきましても、小・中学校において、税理士会、加須市税務課職員による租税教室を開催いたしました。

また、各中学校において「税についての作文」に関する取組や、各小学校において「税に関する絵はがきコンクール」に関する取組も行っております。

今後におきましても、加須市として、次の時代を担う児童生徒が、租税の意義や役割を正しく理解し、また、その使い道に関心をもち、主体的に生きる平和で民主的な社会の形成者に必要な資質・能力を育成することを目的に、租税教育のさらなる充実に努めてまいります。